

(5) 連合共同宣言

[アメリカ合衆国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ソ
ヴェート社会主義共和国連邦、中国、オーストラリア、ベルギー、カナダ、
コスタ・リカ、キューバ、チェコスロヴァキア、ドミニカ共和国、サルヴ
ァドル、ギリシャ、グアテマラ、ハイティ、ホンデュラス、インド、ルク
センブルグ、オランダ、ニュー・ジーランド、ニカラグア、ノールウェー、
パナマ、ポーランド、南アフリカ及びユーゴスラヴィアの共同宣言]

(1942年1月1日ワシントンで署名)

この宣言の署名国政府は、

大西洋憲章として知られる1941年8月14日付アメリカ合衆国大統領
並びにグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国総理大臣の共同宣
言に包含された目的及び原則に関する共同綱領書に賛意を表し、

これらの政府の敵国に対する完全な勝利が、生命、自由、独立及び宗教的
自由を擁護するため並びに自国の国土において及び他国の国土において人類
の権利及び正義を保持するために必要であること並びに、これらの政府が、
世界を征服しようと努めている野蛮で獣的な軍隊に対する共同の闘争に現に
従事していることを確信し、次のとおり宣言する。

- (1) 各政府は、三国条約の締約国及びその条約の加入国でその政府が戦争を
行っているものに対し、その政府の軍事的又は経済的な全部の資源を使用
することを誓約する。
- (2) 各政府は、この宣言の署名国政府と協力すること及び敵国と単独の休戦
又は講和を行わないことを誓約する。

この宣言は、ヒトラー主義に対する勝利のための闘争において物質的援助
及び貢献している又はすることのある他の国が加入することができる。